

## 専決処理報告 第 2 号

### 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案専決処理報告

平成 30 年 9 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務専決規程（平成 4 年教育委員会訓令第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により専決しましたので、報告します。

#### 高知県教育委員会事務専決規程

第 6 条 教育長は、第 2 条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

第 10 号

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例  
議案

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 9 月20日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和41年高知県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中「授業料」を「入学手数料等」に改め、同条中「授業料」を「入学手数料、入学料及び授業料」に改める。

付則に次の 2 項を加える。

(平成30年 7 月豪雨に伴う特例措置)

4 平成30年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、第 4 条に規定する入学手数料及び第 5 条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

(平成30年北海道胆振東部地震に伴う特例措置)

5 平成30年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、第 4 条に規定する入学手数料及び第 5 条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

(高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例（昭和44年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「授業料等」を「入校手数料等」に改め、同条中「授業料」を「入校手数料、入校料、授業料」に改める。

付則に次の 2 項を加える。

(平成30年 7 月豪雨に伴う特例措置)

8 平成30年 7 月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有

していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

(平成30年北海道胆振東部地震に伴う特例措置)

- 9 平成30年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

(高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和58年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「授業料及び受講料」を「入校手数料等」に改め、同条中「授業料」を「入校手数料、入校料、授業料」に改める。

附則に次の2項を加える。

(平成30年7月豪雨に伴う特例措置)

- 7 平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

(平成30年北海道胆振東部地震に伴う特例措置)

- 8 平成30年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

(高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第4条 高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「授業料又は」を「入学手数料、入学料、授業料及び」に改め、同条第2項中「入学料又は」を「入学料及び」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 4 平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

- 5 平成30年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例

付則第4項の規定、第2条の規定による改正後の高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例付則第8項の規定、第3条の規定による改正後の高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例附則第7項の規定及び第4条の規定による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例附則第4項の規定は、平成30年6月28日から適用する。

- 3 第1条の規定による改正後の高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例付則第5項の規定、第2条の規定による改正後の高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例付則第9項の規定、第3条の規定による改正後の高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例附則第8項の規定及び第4条の規定による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例附則第5項の規定は、平成30年9月6日から適用する。

## 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する 条例議案説明

この条例は、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震の被災者が、県立幡多看護専門学校、県立高等技術学校、県立農業大学校、県立中学校又は県立高等学校に入学し、又は転入学する場合について、入学手数料及び入学料又は入校手数料及び入校料を徴収しないこととするとともに、今後、同様の大規模災害が発生した場合等に、必要があると認めるときは、当該災害の被災者の入学手数料等の全部又は一部を免除することができるようにしようとするものである。

新 旧 対 照 表

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例  
(抜粋)

(入学手数料)

第4条 学校へ入学を志願する者は、5,000円の入学手数料を納付しななければならない。

(入学料)

第5条 学校への入学許可を受けようとする者は、1万円の入学料を納付しなければならない。

(入学手数料等の減免)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、入学手数料、入学料及び授業料の全部又は一部を免除することができる。

付 則

(施行期日)

1 略

(東日本大震災に伴う特例措置)

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学料を県に納

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例  
(抜粋)

(入学手数料)

第4条 学校へ入学を志願する者は、5,000円の入学手数料を納付しななければならない。

(入学料)

第5条 学校への入学許可を受けようとする者は、1万円の入学料を納付しなければならない。

(授業料の減免)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。

付 則

(施行期日)

1 略

(東日本大震災に伴う特例措置)

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学料を県に納

付することを要しない。

(平成28年熊本地震に伴う特例措置)

- 3 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において熊本県を発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住居所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学科を県に納付することを要しない。

(平成30年7月豪雨に伴う特例措置)

- 4 平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学科を県に納付することを要しない。

(平成30年北海道胆振東部地震に伴う特例措置)

- 5 平成30年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学科を県に納付することを要しない。

付することを要しない。

(平成28年熊本地震に伴う特例措置)

- 3 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において熊本県を発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住居所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学科を県に納付することを要しない。

新 旧 対 照 表

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（入校手数料）

第2条 学校の普通課程の入校試験を受けようとする者は、2,200円の入校手数料を納付しなければならない。

（入校料）

第3条 学校の普通課程に入校を許可された者は、5,650円の入校料を納付しなければならない。

（入校手数料等の減免）

第6条 知事は、特に必要があると認めるときは、入校手数料、入校料、授業料及び受講料の全部又は一部を免除することができる。

付 則

（施行期日）

1 略

（他の条例の廃止）

2 略

（経過規定）

3 略

（東日本大震災に伴う特例措置）

4 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（入校手数料）

第2条 学校の普通課程の入校試験を受けようとする者は、2,200円の入校手数料を納付しなければならない。

（入校料）

第3条 学校の普通課程に入校を許可された者は、5,650円の入校料を納付しなければならない。

（授業料等の減免）

第6条 知事は、特に必要があると認めるときは、授業料及び受講料の全部又は一部を免除することができる。

付 則

（施行期日）

1 略

（他の条例の廃止）

2 略

（経過規定）

3 略

（東日本大震災に伴う特例措置）

4 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の



発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（普通課程の介護福祉士養成科の設定）

#### 5・6 略

（平成28年熊本地震に伴う特例措置）

7 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（平成30年7月豪雨に伴う特例措置）

8 平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（平成30年北海道胆振東部地震に伴う特例措置）

9 平成30年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3

発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（普通課程の介護福祉士養成科の設定）

#### 5・6 略

（平成28年熊本地震に伴う特例措置）

7 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

新 旧 対 照 表

高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（入校手数料）

第3条 大学の入校試験を受けようとする者は、2,200円の入校手数料を県に納付しなければならない。

（入校料）

第4条 大学に入校を許可された者は、5,650円の入校料を県に納付しなければならない。

（入校手数料等の減免）

第7条 知事は、特に必要があると認めるときは、入校手数料、入校料、授業料及び受講料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 略

（高知県立実践農業大学の設置及び管理に関する条例の廃止）

2 略

（経過措置）

3・4 略

（東日本大震災に伴う特例措置）

5 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための

高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（入校手数料）

第3条 大学の入校試験を受けようとする者は、2,200円の入校手数料を県に納付しなければならない。

（入校料）

第4条 大学に入校を許可された者は、5,650円の入校料を県に納付しなければならない。

（授業料及び受講料の減免）

第7条 知事は、特に必要があると認めるときは、授業料及び受講料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 略

（高知県立実践農業大学の設置及び管理に関する条例の廃止）

2 略

（経過措置）

3・4 略

（東日本大震災に伴う特例措置）

5 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための

特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（平成28年熊本地震に伴う特例措置）

6 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本地震を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（平成30年7月豪雨に伴う特例措置）

7 平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（平成30年北海道胆振東部地震に伴う特例措置）

8 平成30年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（平成28年熊本地震に伴う特例措置）

6 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本地震を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

新  
新

対

照  
表

旧

高知県立学校授業料等徴収条例（抜粋）

高知県立学校授業料等徴収条例（抜粋）

第1条 県立学校へ入学を志願する者は、次に掲げる額の入学手数料を納付しなければならない。

- (1) 県立中学校にあっては、2,200円
- (2) 県立高等学校の全日制の課程にあっては、2,200円
- (3) 県立高等学校の定時制の課程にあっては、950円

第2条 県立高等学校に入学を許可された者は、当該学校長の指定する期日までに、次に掲げる額の入学料を納付しなければならない。

- (1) 全日制の課程にあっては、5,650円
- (2) 定時制の課程にあっては、2,100円
- (3) 通信制の課程にあっては、500円

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者があると認めるときは、教育長の副申に基づいて、入学手数料、授業料及び受講料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 学習に対する意欲を有する者であって、学資が不十分であるもの
- (2) 特別の事情のある者

2 知事は、外国からの留学生について、特に必要があると認めるときは、入学手数料、入学料及び授業料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

第1条 県立学校へ入学を志願する者は、次に掲げる額の入学手数料を納付しなければならない。

- (1) 県立中学校にあっては、2,200円
- (2) 県立高等学校の全日制の課程にあっては、2,200円
- (3) 県立高等学校の定時制の課程にあっては、950円

第2条 県立高等学校に入学を許可された者は、当該学校長の指定する期日までに、次に掲げる額の入学料を納付しなければならない。

- (1) 全日制の課程にあっては、5,650円
- (2) 定時制の課程にあっては、2,100円
- (3) 通信制の課程にあっては、500円

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者があると認めるときは、教育長の副申に基づいて、授業料又は受講料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 学習に対する意欲を有する者であって、学資が不十分であるもの
- (2) 特別の事情のある者

2 知事は、外国からの留学生について、特に必要があると認めるときは、入学手数料、入学料又は授業料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

1 略

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学科料を県に納付することを要しない。

3 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学科料を県に納付することを要しない。

4 平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学科料を県に納付することを要しない。

5 平成30年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学科料を県に納付することを要しない。

1 略

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学科料を県に納付することを要しない。

3 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学科料を県に納付することを要しない。

# 高知県立幡多看護専門学校等の設置及び管理に関する条例等の一部改正

## 医療政策課・雇用労働政策課・環境農業推進課・高等学校課

**条例改正の概要** ① 県立幡多看護専門学校 (高知県立幡多看護専門学校等の設置及び管理に関する条例) ② 県立高等技術学校 (高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例)  
 ③ 県立農業大学校 (高知県立農業大学校等の設置及び管理に関する条例) ④ 県立中学校・県立高等学校 (高知県立中学校・県立高等学校等徴収条例)

- 平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震の被災者が、県立学校等に入学又は転入学する場合において、条例の附則に入学手数料等を徴収しないこととする規定を追加する。
- 今後、災害が発生した際に機動的に被災者支援を行うことができるよう、条例の本則に入学手数料等の減免規定を追加する。

### 1. 平成30年7月豪雨・平成30年北海道胆振東部地震に対する対応 (入学手数料等の不徴収:附則)

#### (1) 平成30年7月豪雨・平成30年北海道胆振東部地震の経緯

- 平成30年6月28日～ 前線及び台風第7号による大雨等
- 平成30年7月5日～ 災害救助法適用 (11府県64市38町4村 (平成30年7月31日現在))
- 平成30年7月9日 文科省より入学手数料等の減免につき配慮を求めめる通知発出
- 平成30年7月14日 「特定非常災害」に指定
- 平成30年9月6日 北海道胆振東部地震発生
- 平成30年9月6日 災害救助法適用 (179市町村 (平成30年9月6日現在))
- 平成30年9月7日 文科省より入学手数料等の減免につき配慮を求めめる通知発出

#### (2) 現在の対応状況 (条例改正までの一時的対応)

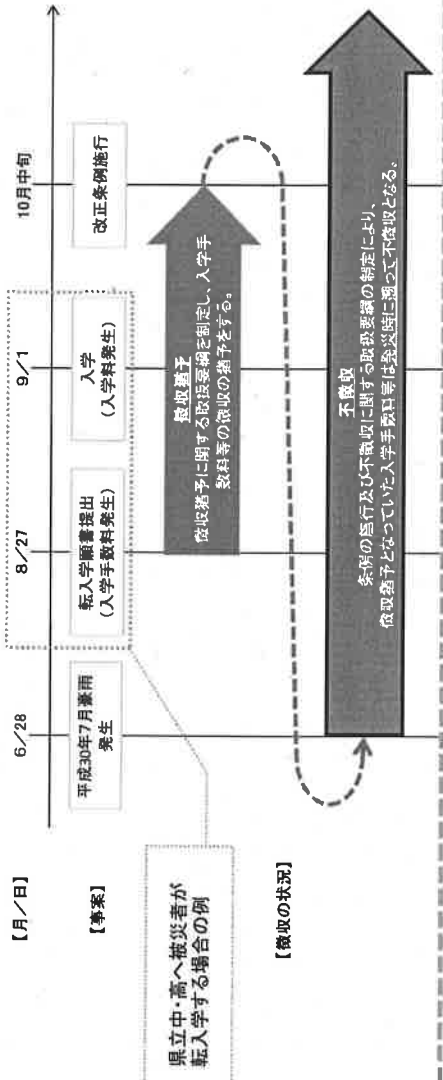
県立幡多看護専門学校、県立高等技術学校、県立農業大学校、県立中学校・県立高等学校について、入学又は転入学の際に必要な入学手数料等の徴収を猶予する。(地方自治法施行令第171条の6第1項第3号による)

#### (3) 今回の対応 (平成30年7月豪雨の場合)

※北海道胆振東部地震についても同様の手順により、9月6日に遡って条例を適用

(2)で徴収猶予とする入学手数料等を不徴収とするよう条例改正 (附則に追加) を行う。

- 【趣旨】 被災地域の生徒の就学の機会の確保
- 【対象者】 平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者
- 【施行日】 発災時 (平成30年6月28日) に遡って適用する。



【参考】これまでの同様改正事例

- 東日本大震災 (平成23年3月11日発生) 平成23年6月議会 条例改正
- 熊本地震 (平成28年4月14日発生) 平成28年6月議会 条例改正

### 2. 今後の災害時の対応 (入学手数料等の減免:本則)

#### (1) 課題

各現行条例においては、授業料等については免除規定があるが、入学手数料等については免除規定がない。

これまでの不徴収による措置は、特定の災害について不徴収とする旨の附則を追加する形式をとっているため、災害の度に条例の改正が必要となっており、被災者支援に一定の時間を要している。

入学手数料等	減免規定なし	⇒ 条例改正 (附則追加) に対応
授業料	減免規定あり	⇒ 特段の条例対応不要

#### (2) 他県の状況

他県では、既存の条例の中で免除等の措置をとることができるようになっていくところが多い(中四国では本県及び島根県以外の全県)。

#### (3) 対応

今後、南海トラフ地震等の大規模災害時においても機動的に被災者支援を行うことができるよう、入学手数料等の免除規定を本則に設ける。

実際の運用に当たっては、授業料の免除と同様に取扱要綱を制定し、適切に行う。

【施行日】 公布の日から施行する。

## 参考資料3